

# 新規種苗分譲プロジェクトのご案内



京都薬用植物園が目指す種苗分譲プロジェクトの新たな目的

植物遺伝資源の可能性を最大化し、生薬の国産化や地球環境改善を推進する

これまでの分譲目的

教育用

展示用

研究用

+

NEW  
営利用

分譲規制を大幅に緩和

二次的な分譲の禁止 → 分譲OK

分譲後の販売の禁止 → 販売OK

使用場所の限定 → 国内OK

使用期間の制限規制 → 規制なし

営利用に関する規制の大幅な緩和で  
分譲した植物遺伝資源の利活用に

※詳細な制限範囲は「[植物遺伝資源提供契約書](#)」(リンク)をご参照ください

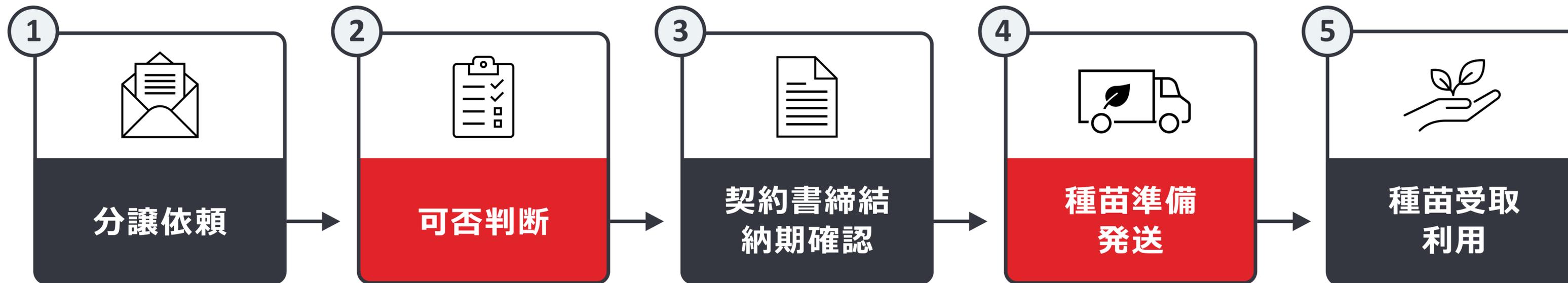
種苗分譲による社会的意義

野生種採取の軽減による  
環境保護

生薬の国産化と  
サステナビリティの推進

新たな  
植物園連携モデルの創出

# 分譲の流れと注意事項



申請フォームへ >>

## 分譲不可の主な条件



- 分譲依頼主さまが**個人の場合**
- 目的および依頼品目が**遺伝的攪乱に繋がると判断した場合** など

## 注意

- 個人の依頼主さまへの分譲はいたしかねます。
- 分譲は少量での提供に限定させていただきます。
- 必ずしも分譲をお約束するものではありません。
- 分譲後の種苗の管理について、当園では一切の責任や保証を負いかねます。
- 種苗発送にかかる送料は、依頼主さまにご負担いただきます。
- 品目によっては、ご希望の分譲時期に対応できない場合がございます。
- 分譲不可の条件や制限の詳細につきましては、個別の回答はいたしかねます。

# 分譲可能品目



代表的な分譲可能品目の一例です。詳しくは [▶ 分譲可能品目リスト\(PDF\)](#) をご覧ください。



当園は他の植物園などから分譲された植物を許可なく分譲いたしません。分譲可能品目は全て分譲元から許可をいただいたものか、当園にて採種したものです。

[▶ 分譲可能品目リスト\(PDF\)](#)



## ▶ 分譲に関わる契約書

植物遺伝資源提供契約書を表示する(PDF) >>

※必ず申請前にご一読ください



## ▶ 分譲申請はこちら

申請フォームを開く(外部サイト) >>

## よくある質問(Q&A)

Q 個人での申請は可能ですか？

A 申し訳ございませんが、**法人のみを対象**としています。

Q 送料はどうなりますか？

A **依頼主さまご負担**になります。送料以外に費用はかかりません。

Q 依頼から分譲まで、どのぐらいの期間がかかりますか？

A 分譲の可否、期間については**2週間前後で回答**いたします。

Q 植物の管理方法や育て方は？

A 分譲後のアフターフォローは承っておりません。

Q 一度に多くの種苗分譲を依頼することはできますか？

A 大量のご注文につきましては、申請いただいた後に当園で分譲量を調整しお伝えいたします。

Q 芽が出ない種苗があります。

A 発芽検定などは実施していないため、品質は保証しておりません。

上記のQ&Aおよび植物遺伝資源提供契約書をご覧いただいた上で、ご不明な点がある場合は、下記メールアドレスまでお問い合わせください。

✉ garden.takeda@takeda.com